

## 大阪府中小企業外国出願支援事業のご案内（第2回募集）

～外国出願に挑戦する中小企業等を支援します～

**受付期間 平成25年9月2日(月)～9月13日(金)【土日を除く】**

外国出願をお考えの中小企業者に対し、外国への出願に要する経費の一部を助成します。

### 1 助成金額と補助率

(1)補助率：1／2以内

(2)1企業あたりの上限額：300万円（複数案件の場合）

(3)案件ごとの上限額：特許出願：150万円、実用新案・意匠・商標出願：60万円、  
冒認対策商標出願：30万円

※予算の範囲内で配分するため、助成金の額は上記金額より減額される場合があります。

### 2 助成対象者について(すべてに該当する方が要件です)

(1)大阪府内に本社を持つ中小企業者

(2)外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること

(3)助成を希望する出願に関し、外国で特許権等が成立した場合等に、その権利を活用した事業展開を計画していること。又は助成を希望する商標出願に関し、外国で権利が成立した場合等に冒認出願対策として、当該権利の活用を計画している中小企業者

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成するグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)をいいます。

### 3 対象出願要件(すべてに該当することが要件です)

(1)外国へ出願を予定している特許出願、実用新案出願、意匠出願、または商標出願

(2)応募時点において助成対象に関わる出願を日本国特許庁に済ませていること

(3)国内の先行技術調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性があると判断される出願

(4)平成26年1月31日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了できるもの

#### ※具体的には次の出願が対象となります。

申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT出願」という。）を含む。）を行っている出願（以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次のいずれかに該当する方法により、平成26年1月31日までに外国特許庁へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定であること。

（イ）パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）

（ロ）1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）

（ハ）標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

※日本国特許庁への出願は、当該助成年度である必要はありません。

※PCT出願自体は助成の対象とはなりません、PCT出願後の指定国移行は助成対象となります。

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願は助成の対象となりますが、本国官庁・日本国特許庁へ支払う費用及び登録料は助成対象外です。

#### **4 助成対象となる費用(外国特許庁への出願時に要した費用)**

- ①外国特許庁への出願手数料(外国特許庁への出願に要する経費)
- ②現地代理人費用(外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費)
- ③国内代理人費用(外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費)
- ④翻訳費用(外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費)
- ⑤外国特許庁への出願に関連する通信費、振込手数料などのうち、公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要と認める経費

※出願と同時に審査請求料を支払う場合には審査請求料も対象

※平成26年1月31日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するものに限り、

※日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象外です。

※共同出願の場合は、出願に要する中小企業の持分比率に応じた費用のみが対象となります。

#### **5 助成対象とならない費用 ※日本国特許庁への出願に要する経費です。**

- ①国内出願に要する経費
- ②PCT出願費用(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等)
- ③マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願の本国官庁・日本国特許庁へ支払う費用及び登録料
- ④上記に係る代理人に要する経費

#### **6. 申請に必要な書類**

**以下の書類を1部として、正1部・副4部を作成のうえ、提出してください。**

(1)「大阪府中小企業外国出願支援事業に係る助成費用申請書」〔所定の様式〕

(2) 申請書に添付する書類

※提出書類は審査結果に関わらず返却いたしませんので予めご了承ください。

※用紙は原則A4サイズとしてください。また、資料の追加をお願いすることがあります。

①法人の場合

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>1. 登記簿謄本の写し</li><li>2. 会社の事業概要</li><li>3. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li><li>4. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し</li><li>5. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金・補助金等）</li><li>6. 先行技術調査等の結果<br/>※PCT出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し。</li><li>7. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li><li>8. 直近2年分の決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、製造原価報告書、利益処分計算書）</li><li>9. その他、公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類</li></ul> |
|---|

## ②個人事業者の場合

1. 住民票の写し
2. 「事業開始届の写し」（創業1年未満の場合のみ）
3. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
4. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し
5. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金・補助金等）
6. 先行技術調査等の結果  
※PCT出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し。
7. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
8. 直近2年分の「事業税の納税証明書の写し」（事業税を課税されない場合は、所得税または住民税の納税証明書の写し）、「確定申告書の控の写し」及び「事業者の概要」
9. その他、公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類

## ③事業協同組合等

1. 定款
2. 組合員名簿
3. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
4. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し
5. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金・補助金等）
6. 先行技術調査等の結果  
※PCT出願における国際調査が実施されている場合には、その報告書の写し。
7. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
8. 直近2年分の決算関係書類（損益計算書、貸借対照表、製造原価報告書、利益処分計算書）
9. その他、公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類

## 7. 審査・採択について

- ①提出していただいた申請書は審査会において審査いたします。審査会では、提出された申請書を基に審査いたします。
- ②審査会は平成25年10月上旬を予定しています。
- ③提出いただいた案件は、(1)特許取得可能性、(2)市場性、(3)ビジネスプラン等を中心に審査を行い、支援の必要性を総合的に勘案して採否を決定します。

## 8. 留意事項

- ①採否の認定結果は、後日申請者に対して書面で通知いたします。
- ②助成事業の開始日は上記「①」において支援の決定があった日となります。
- ③**本事業の流れは下図のとおりです。直接中小企業者には助成金が支払われませんのでご注意ください。また、公益財団法人大阪産業振興機構、代理人(弁理士等)、及び中小企業者との間で手続きの流れを明確にするため、三者間で契約を締結いたします。**
- ④平成25年度に国、他の地方公共団体、又はそれらの外郭団体等の助成金または委託事業を受けることが決定した案件は採択されないことがあります。
- ⑤助成事業完了後も5年間にわたり関係書類を保管し、特許庁からの各種調査に対応していただくとともに、助成事業の成果のPRについて協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 9. 申請書類の提出受付

- ①受付期間 平成25年9月2日(月)～9月13日(金)【厳守】  
(土日を除く、9時30分～17時)
- ②提出方法 持参に限ります。(郵送、FAX、電子メールによる申請受付はいたしません。)  
\*提出の際は、なるべく事前にご連絡くださるようお願いいたします。
- ③提出場所 公益財団法人大阪産業振興機構 取引振興課  
東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪北館1階



### 電車をご利用の場合

地下鉄中央線長田駅

3番出口から東に 約700m

近鉄けいはんな線荒本駅

1番出口から西に 約400m

※東大阪市役所の西隣です。

## 10. 助成申請・問い合わせ先

公益財団法人大阪産業振興機構 取引振興課

電話：06-6748-1144

FAX：06-6745-2362

本事業についてのご案内は、次の機関でも行っております。

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課技術支援グループ

電話 06-6748-1052

FAX 06-6748-1062